

地方自治法における地域自治区制度を採用しない理由

地方自治法第 202 条の 4～9 には、「地域自治区制度」について規定されている。本市の「（仮称）地域運営協議会」の設置等については、この「地域自治区制度」に則った組織ではなく本市独自の組織を設置することを想定しているが、それには以下の理由が挙げられる。

1 地域住民が主体となった地域の特性を活かしたまちづくりを実現するため

自治法における「地域自治区制度」は、法律を柱に、条例においてルール整備を行うこととしている。

本市が設置を想定している「（仮称）地域運営協議会」は、地域ごとにその特性を活かしたルール整備を行うことを基本とすることで、いい意味での地域間差が生じ、地域特性を発揮した取り組みが期待できる。

2 真の住民自治を確立するため

この組織を本市において設立する最大の目的は、地域で活躍する各団体間のネットワーク化を図り、真の意味での住民自治を確立することである。

自治法の地域自治区制度は、自治区ごとに設置される「地域協議会」を自治体の内部機関（附属機関）として位置付けており、構成員の選任を市長が行うことや、その任期を 4 年以内と規定しており、構成員の定数ほかを条例で定めることとしている。

本市が設置しようとしている「（仮称）地域運営協議会」は、前記の事項等を各協議会で決めることを想定しており、組織の自主性を重んじた制度設計を行いたいと考えている。

また、地域自治区における地域協議会は事務所を置き、その事務所の長は自治体職員が担うことが規定されている（＝自治体側で事務局を担うことが規定されている。）。

設置当初から住民組織が事務局機能を担うことは困難であっても、真の住民自治の確立を目指すのであれば、将来的にはその役割を担っていただくことを考えていきたい。

地方自治法における地域自治区制度を採用しない項目ごとの理由

地域自治区制度についての地方自治法条文	地域運営協議会の考え方
<p>(地域自治区の設置)</p> <p>第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。 2. 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。 3. 第四条第二項（※1）の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項（※2）の規定は前項の事務所の長について準用する。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. （仮称）地域運営協議会（以下、協議会という。）の事務局は、設置当初については行政センターが担うことを想定しているが、将来的には協議会自らが担い、本来的な住民自治組織として発展することが望ましい。

(※1) 第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(※2) 第一百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する

地域自治区制度についての地方自治法条文	地域運営協議会の考え方
<p>(地域協議会の設置及び構成員)</p> <p>第二百二条の五</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域自治区に、地域協議会を置く。 2. 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。 3. 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 4. 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。 5. 第二百三条の二第一項（※3）の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 協議会の構成員を市長が選任することによって協議会は市の附属機関となり、真の住民自治組織としての位置付けが成立しない。 4 構成員の任期は、各協議会において決定される事項と想定している。
<p>(※3) 第二百三条の二第一項 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。</p>	
<p>(地域協議会の会長及び副会長)</p> <p>第二百二条の六</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域協議会に、会長及び副会長を置く。 2. 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。 3. 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。 4. 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。 5. 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。 	<ol style="list-style-type: none"> 2 各協議会において定めるものとしたい。 3 各協議会において定めるものとしたい。

地域自治区制度についての地方自治法条文	地域運営協議会の考え方
<p>(地域協議会の権限)</p> <p>第二百二条の七</p> <p>1. 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 <p>2. 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3. 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 協議会が「諮問機関」として位置付けられてしまい、本来的な「住民自治組織」になり得ない。</p>
<p>(地域協議会の組織及び運営)</p> <p>第二百二条の八</p> <p>この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>構成員の定数ほか運営方法などは、各地域の協議会において定めることを想定しており、市域の全ての協議会が一律のルールの下に活動することを想定していない。</p>
<p>(政令への委任)</p> <p>第二百二条の九</p> <p>この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	